

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成28年度 第1回臨時総会議事録

1、開催日時 平成29年3月12日（日）13時30分～15時15分

2、場 所 ホテルリブマックス千葉美浜 中会議室

3、出席者 会長 渋沢 茂
副会長 相澤 雅則
副会長 奥野 不二子
副会長 大浦 明美
事務局長 岡本 武志
会員理事 樽林 元樹
山口 利史
竹嶋 信洋
浅見 雅人
小川 晴雄
鈴木 勝英
川上 鉄夫
常陸谷 政彦
宮本 哲男
監事 山口 定之
岡本 崇広
相談役 五十嵐 伸光
染野 貴寛
出席代議員 39名
(内訳：出席者 23名、書面表決者 16名)

4、次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事

第1号議案 平成29年度第事業計画について

第2号議案 平成29年度予算について

第3号議案 規則第5号負担金規則の変更について

【議事録】

●開会発声

(相澤副会長) 定刻となりましたので、これより平成28年度一般社団法人千葉県社会福祉士会第1回臨時総会を開催致します。

●会長挨拶

(渋谷会長)

前回総会を欠席し申し訳ありませんでした。

今回初めて皆様にお会いするので自己紹介を。1964年生まれで52歳。平成元年から睦沢町にある知的障害者施設で10年、その法人が障害者の地域支援を行うことになり、1人で担当していた。その後県の地域福祉支援計画作成に関わりながら、中核地域生活センターを立ち上げにも関わり、法人を退職後、現在は中核地域生活センターの仕事をしている。中核地域生活センターの他に障害者の計画事業、生活困窮者相談事業も仕事としている。本職の方ではいろいろな人と関わっていて、車上生活者・ホームレス・白子・市川・船橋を近所の人とのトラブルで点々と引っ越している人とか付き合っているが、少し道を外れてしまうと、暮らしにくい世の中だと感じている。

皆様は、それぞれの職域で、深い知見を持って仕事をされていると思う。一方で、社会福祉士の専門性とは何かを問い続け、そこには共通言語が有るのではと思っている。いろいろな場で話をする機会があるとき、福祉の仕事に大切にしなければいけないことが9つあると思っているが、その中の1つに、謙虚であることをあげたい。ともすると、相談する人と相談される人で上下関係となってしまうことがあるが、そうなってはいけない。福祉の事業は基本的に申請によって行われることが多い。ご要望に応えられないことを申し訳なく思うとか、そのようなことを含めて謙虚であるべきだと思う。

今期から会長となったが、その前に1期だけ理事をしていた。それまでは会の活動に参加することはなく、どちらかというと横どころか後ろ向きであった。会長になってみると、前執行部を批判するつもりはないが、分かりにくいことに気がついた。例えば、何故臨時総会とするのだろう、毎年2回やっているのになぜ、ささえあいのことでも代議員選出手順も。皆様のご意見を伺いながら少しずつでもよくできたら良いと思っている。

情報を伝えることを大事にしていきたい。情報共有して一緒に会を作っていく。後1年と数ヶ月は任期があるので宜しくお付き合いください。

●議長選出

(相澤副会長) 係の方は、議場閉鎖を願います。議事に移るに当たり、議長の選出を行う。定款24条に基づき、渋谷会長に議長の選任をお願いする。

(渋谷会長) 竹嶋理事に議長をお願いしたい。

●議長就任

(竹嶋理事) 只今、議長に選任されました。円滑な議事進行にご協力のほど。

●定足数の確認

(竹嶋理事) この総会の定足数と出席者数の確認を行います。事務局から報告をお願いします。

(岡本事務局長) 代議員の定数は49名。定足数は、「一般社団法人千葉県社会福祉士会定款第25条の規定により、代議員総数の2分の1以上。従って、定足数は25人以上となる。次に、出席者数の報告。本日会場にご出席いただいている代議員は、23名。書面による表決者数は16名で総数は39名。出席者数が定足数を満たしているので、この総会は有効に成立することを報告する。まだ1名遅れている。正確な数については議事録で報告する。

●開会

(竹嶋理事) 定足数を満たしており、この総会は成立する。総会の開会を宣言します。議事録は、事務局が記録作成する。

それでは、議事に入る。

具体的な議事については「総会資料」をご覧ください。説明者は、ポイントとなる点について、説明をしてください。目次の順番に従って議事を進行します。第1号議案から、事務局から説明をお願いします。

(高美氏) 議長、予算案に重大な影響を与えるので、まず第3号議案負担金制度の変更を一番先に審議して欲しい。

了承

(竹嶋理事) ご提案いただいたように第3号議案から審議する。

●審議事項

議案第3号 規則第5号負担金規則の変更について(総会資料P16~18)

(岡本事務局長) 規則第5号負担金規則の変更について、総会の承認を求める。

(提案理由) 負担金残高が平成27年度で6,717,594円ある。当日配付資料(4)に平成23年度から28年度までの負担金・寄付金の合計額、当日配付資料(1)に配分先・配分額をあげている。それによると配分金額は年間110万円ほどで推移している。現在、負担金制度の見直しを検討している段階でもあり、負担金残高を増やさないようにしたいので、規則に負担金納付の中断と再開を理事会で決定できるようにしたい。

総会資料17頁中段で文字のフォント変更、18頁5で誤字修正、同中段に(負担金納付の中断と再開)第6条の1と2を追加している。「中断」と「再開」が理事会の決定により出来るように規定を追加した。再開については、ささえあい制度自体の大幅変更を考えているので、現状のまま再開することは考えていない。

(渋谷会長) 一昨年11月からささえあい制度見直しについての意見を伺った。制度自体の見直しをする。多数意見が良いと言うわけではないが、多くの方々から意見をいただいた。来年度中に規則の大幅改変を考える。600万円の貯金があるので、1年分の負担には耐えられるし、むしろ、原資が多くても困るので、今あるものを遣ってしまいたい。負担金納入を一旦中断したい。負担金中断ということ自体が規則に定められていなかったの

で、そのことを規則に盛り込む。規則の改定をお願いしたい。中断と再開は理事会で決定するとなっているので、この場でご承認いただければ、総会後の理事会で中断の決定を下したい。

質疑

(岩田代議員) 議案によると、中断は理事会に諮って決定されるようだが、そうすると、貯まったら中断し、足らなくなったら再開すると、納める年の人と納めない年の人とで公平性に欠くのではないだろうか。制度の見直しをするのであれば、会員の負担の公平性を考慮して欲しい。

(渋谷会長) このままの規則での再開は念頭にない。負担金は義務となっているが、罰則規定が有るわけでもない、自己申告である。というそもそもが、公平性に欠けているようだ。そういう観点で新しい制度を作っていきたい。

(高美氏) ささえあい制度については、一昨年末、前執行部に要望質問状を送り、昨年2月に回答を貰ったが、中身は制度の改善点・金額数字に齟齬があるというものだ。その回答を2月に受けとったが、中身は調査中、今後検討する。といったもので、なんとも失礼な回答を貰った。昨日改めて渋谷会長から回答をいただいた。今も話にあったように大々的に制度を見直すということで少し前進したかと思っている。如何せん、1年近くこの問題を放置された。前執行部の不作為は非常に責任が重い。当時の執行部は何らかの形で責任をとるべきだ。

1. 金額の問題 資料1の数字は平成25.26.27年それぞれの定時総会に出された収支計算書の配分金額と全く違っている数字が、金額85,120円くらい配分金額が今日資料の方が少なくなっている。それから、27年度末総会に出された決算書等々で計算したところの残高と、前事務局長が預金口座にあると言った金額に差異がある。224,395円計算上の金額より口座の金額が少なくなっている。今日出てきた資料によると手数料の差異があるということだが、145,155円くらいになるのかなということだが、合わせると現時点で319,350円、計算上の金額と口座の金額と違うのではないかと。この金額がどうなっているのか明確に回答いただきたい。

2. ささえあい資金の配分先に疑義がある。その中で、昨年「広がれ子供食堂」事業費の一部へささえあいから支出すると一旦決まったようだ。幸いにもその後の理事会で規則に合致しないとすることで、取り消しとなった。実は、この配分請求案件に、ここが大事なのだが、監事が、現職監事が深く関わっていたという話を聞いている。そこで会長、監事の役はなんでしょう？

(渋谷会長) 会の運営を行う理事会が正しく開催されているかを管理するものと理解している。

(高美氏) かなり認識が違う。定款を読む。監事。監事は次に掲げる職務を行い、法令に定めるところにより監査報告を作成することだ。1. 財産及び会計を監査すること。3. 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときはこれを理事会に報告すること。一般企業でいうと監査役。監査すべき者が、個別案件に深く関わるのはあってはならない。で、そういう人に次回定時総会の監査をされることを我々は全く許容できない。ということで、当該監事には即刻職を退いていただきたい。金額が違っていたときの過去の監事は監査

で何をしていたのか。今までの決算報告書は全部嘘。それらの責任をどう取るのか、皆さん。そこを明らかにして欲しい。

(岡本事務局長) 配分金の金額が違うという話をいただいた。今回提出した資料(4)が今のところ事務局で精査した数字。過去に遡って配分金負担金を精査した数字を出した。20万等々は年度を繰り越して支出してしまったことがあるので、決算報告とは差異が出てしまう。

(高美氏) それでは回答になっていない。明らかに計算上の差。配分金額が少ない、なのに口座金額は減っている。

(事務局員) 口頭での説明になるが、ご了承いただきたい。平成25年度の寄付金負担金をいただいた合計金額が、資料2の所、平成25年度2,253,000円であるが、総会資料ではプラス249,000円で報告されている。20数万円の差異のご指摘が出ていたがこれが大きな要因と思われる。調べたところ、負担金でお預かりした場合は、負担金という収入科目を使用して処理し、配分金で支出する場合は、負担金支出という支出科目を使って処理するのだが、負担金支出の内、合計249,000円について一旦取り下げた経緯があったようだ。取り下げたとき、負担金支出という支出科目に戻さなければいけないのに、会計処理の段階で、負担金という収入科目に戻したために生じたのが原因。会計処理の誤りである。それで決算報告を締めた経緯があり、実際に皆様より頂いた金額より249,000円多い決算報告となっている。その大きなものがずっと繰り越されてきて、お手元のものと比較していくと20数万円ずつ合わなくなっていると思われる。端数違っているのは、振込手数料の計上誤りなどが原因。

(高美氏) 26年度まではある程度分かった。ただ、私の資料からいくと、例えば24年度の総会配分金額は912,000円 2万円くらい。それから26年度配分金総額1,283,020円、今日のこの資料では1,144,620円。14万円くらいですかね。27年度においては、これほどでもない話だが、決算報告書では1,064,652円、今日の資料ではなぜか1,149,774円。85,122円増えている、これはどういうことか。この差異は。特に増えているのはどういうことか。

(渋谷会長) 資料1については私が作った。仕事のミスだ。訂正したものをだす。

(高美氏) 総会資料に間違っているものは非常にまずい。修正した資料はいつ出すのか。今日中に出すのか。どうかたちで出すのか。

(渋谷会長) 実際に出すのは、事務局と相談してからとなるので来週中というかたちでお願いしたい。

(高美氏) どういうかたちで出すのか。

(渋谷会長) どういうかたちをご希望でしょうか

(高美氏) それはそちらで決めることでしょうか。

(渋谷会長) 余りこういうことをしたことがないので、良いアイデアはありませんか。教えていただきたい。

(田辺氏) HPのお知らせで良いのでは。中学生のクラブ活動ではない。老人会ではない。組織として機能してほしい。

(渋谷会長) HPに本日の資料を改訂してのせる。

(高美氏) 会のHPはセキュリティもなにもない。そこに流すのか。みっともないですよ。

後日総会資料の追加資料として全会員に送付したらどうですか。

(渋沢会長) みつともないという感覚はない。

(高美氏) 誰が見るかわからないでしょう。世界中を駆け巡る情報なのですよ。

(渋沢会長) 次回の総会資料送付と一緒に遅いのですか。

(高美氏) 次回はいつ？

(渋沢会長) 6月。

(高美氏) 遅いでしょう。なるべく早くやってください。

(渋沢会長) 2つ目のことについて。支出をどこにするかについてはささえあい制度を規定しているのはこれだけ。18頁第5条配分委員会の項目で、「納付された負担金の使途については、必要な経費を除き、本会各委員会の代表者による配分委員会を設置し」とあり、実は配分委員会についても配分委員会をどうやって作るか誰が行うかもこの1行半にしか決められていない。ここも今度の見直しの中でしっかり決めていかないといけないことの一つ。配分委員会での議決と理事会の承認が必要。最終的にはその配分の可否は理事会で決めることになる。何のために使うかは3行のみ「公益活動及び会の活動に無償又は低廉な報酬で携わった会員への弁償に当てるものとする。」この3行の読み方、書き方が分かりにくい。これを読んで、「ささえあい」のことについてあまりご存知ない代議員や会員もいらっしやると思う。何について支弁されるのかイメージがつかめますか。大きく2通りの読み方が出来る。どこで切るかということ。1つの読み方として、配分の対象は公益活動と会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償で2種類の配分先がある。もう1つは、「公益活動や会の活動に」が一つの区切りでそれに対して無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償。対象は1種類しか配分の対象としない。高美さんがご指摘されている部分については、この説明では2つ目の読み方で行うのではないかと理解している。個人的には2番目の読み方が正しいのではないかとおもうが、過去の配分委員会および理事会では1つ目の読み方で処理している。つまり配分される対象が2つある。2種類ある読み方をしている。

(高美氏) 最初の公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わったという読み方をするとすれば、例えば我々後見人が無償で働いている仕事は会の仕事ではない。そういう読み方をすると配分できない。

(渋沢会長) わかりました。2番目の読み方、つまり配分対象は1種類と考えているが、過去の場合は1番目の読み方で、配分対象は2つあるとして決定していた。年度途中で支弁しようとしていたこども食堂の件については予備費から支出することができた。過去は予算が取れず厳しかった。何らかの活動をしていくのに、本体予算から出せなかったので、このような制度を立ち上げて、使ってきた経緯があるのを聞いている。個人的にどう読むかは別にして、過去の方々がやってきたことを否定する気持ちはない。2つ目の読み方、配分の対象は1種類がいいのではと申し上げたが、それはそういう活動をしなくていいのではなく、そういう活動についてはしっかり会の本体で予備費・補正予算を組むなどして行っていくのが適切だと考える。

監査役についての疑義は、少なくとも理事会に監事の方がご参加いただくが、発言は制限していないが、決議には参加していない。いろいろな意見を伺うのは良いと思うので、監事が発言したことは悪いとは思わない。解任した方がよいとも思わない。

(高美氏) 監事が要求に関わるのが問題。理事会に参加云々が問題ではない。全体の公平に立つべき人間が、個別案件に深く深く関わったことが問題。そもそも数字の齟齬も責任ある事務局長であった。いろいろな事実がある。その人が監査役として今期の会計を監査しても、我々は信用できない。その1点。

(岡本監事) 議長のお許しをいただいたので、当事者なので発言を控えた方が良いのかも知れないが、平成27年9月の配分委員会に出席したのは事実。しかしそれは、監事の立場で出席したのではない。前期配分委員であり、第1回目なので引き継ぎのため出席した。配分案件の決議に関与していない。監事去就については、監事の解任は総会決議事項なので、代議員および理事、役員が解任を求めるのであれば議決してもらえば良いが、この議案とは分けて考えてほしい。1点お願いがある。個人の考えと全体の考えを一致させないで欲しい。

(田村氏) Web 質問をした。ささえあい制度の数字についても明確にして欲しいとお願いしたところ資料をご提示いただきありがとうございます。聞きたいことが2つある。どこで使うかについては、一番初めにささえあい制度を始めるといふ案内を見ると、社会福祉士として公益的な活動や会の事業に携わる方々で、無償や低い報酬での活動を続けている方を応援するための配分金として作る。それが目的としてのそもそもの始まり。公益的な仕事をする事業について支出するのではなく、あくまで個人の無償・低額に対して出すものであるという解釈をしていた。最初のささえあい制度そのもののスタートに私たち会員に配られた資料にある。当然そのように使われてきたものと思っていた。ところが事業そのものに使われているのが散見されたのでそれはおかしいと思った。数字を見てもわからない。

資料1から4までの見方が分からない。資料4が収入で資料1が支出？そうすると例えば、23年度は1,908,000円が収入？23年度は支払いがなかった。24年度は収入が1,870,000円で、支払いが894,570円。これでいくと最終的に平成27年度6,717,594円残高がある。この中で実際何に使われたか。25年に「点と線」発行作業、会議に使われている。毎年「点と線」で負担金として使われている。本来「点と線」は会の広報であるから、事業として予算計上されているのに、ささえあいの資金が「点と線」に使われている。

(渋谷会長) 「点と線」の発行は、膨大な数の発送のための袋詰めを会員有志が手弁当で作業、編集企画等している。そこに集まってくれる人々に交通費程度のものを出すためにこれを使ったと聞いている。

(田村氏) 機関誌を作るときに、予算で毎年度計上しているのに食事代・交通費を出すのか。予算を立てられないからささえあい制度から出すのか。

(山口理事) 平成28年予算から広報の役務費、活動の中で、計上している。その前はこういったものの予算が確保されていなかった。

(田村氏) 今の説明で良く分かった。今までの支出形態がおかしかったことに気が付いてくれた。すべてそういう流れで今回の予算案の中で議案3号でもささえあい制度を見直そうという形になって、質問にも答えていただいた。去年の暮れに渋谷会長へいろいろな問題があるので、ささえあい資金の運営をばあとなあの活動に限定しようという方向でいっているのが、明確になってよかった。それについても、この数字が違っているのはどう考えてもおかしい。一昨年暮れに質問状として書類を出しているが、数字が分からないということだった。そこで今回、明確な収支表を出して欲しいとお願いし、きちんと対応し資料が出てきてよかったと思っていたのに、その数字がまた間違っているならば、至急正確な数字を出

してください。わかりやすいささえあい制度というものを。弁護士・司法書士・社会福祉士という専門職の一角でやっている社会福祉士会ばあとなあ千葉の後見人として、社会一般と家庭裁判所の間にあって信頼関係を保ってやっていける制度にして欲しい。

(岩田代議員) ささえあい負担金の収支が合わないことは、何らかの機会に合わせて欲しい。それが、すぐなのか、次の理事会なのかは理事会に任せたい。議案3号については代議員が良いなら、議決をして欲しい。

(竹嶋理事) 今、ご提案がありましたし、時間もないので、採決をとりたい。

(田村氏) 方向性として。ささえあい資金を今までの形を見直して、変えるに当たっての方向性は、ばあとなあで運営し、ばあとなあ関係に限定支出することを会長の口から明確にして欲しい。

(渋谷会長) これまで、ばあとなあ以外に支出していたことは、それらの活動を否定するものでない。基本的には本体予算に組み込むことが適当だと思う。ばあとなあの無報酬案件の方、言ってみたら個人の仕事だから、それを場合によっては会として補填する必要があるのかどうかといった議論はまだしていない。

(田村氏) それは明確にしてほしい。無報酬案件は個人が受けるが、あくまで裁判所からの審判によって個人が受任する。法人後見でないで、後見する者はばあとなあのだれだれと名前は出ない。あくまで後見人〇〇、被後見人△△となる。そういう意味では個人の問題ではあるが、ばあとなあに家裁から推薦依頼がくる。推薦依頼が来たものをコーディネーターで会議し、ばあとなあが推薦するわけだ。いろいろなケースがある、受任するに当たって、無報酬案件は個人がやっているのだから、ばあとなああるいは会がその報酬を補填する必要があるのかどうか考えなければいけないというのは根本的な理解が少ない。ばあとなあに後見人の推薦依頼が来て、コーディネーターとして、会として、誰にその案件をやってもらうと思った時に、明らかにこの案件は報酬が出ない、本人もお金がない、市町村助成もない、……。

(渋谷会長) そういう話を議論する場でない。今日はそのことについて議論する場ではない。社会福祉士として、裁判所から選任される時にいまはばあとなあに登録していないと選任自体ができない。個人で名前を書いて出したとしてもそこは問われてくると聞いている。そういう意味で会として若しくはばあとなあとして何らかの金銭的な後押しが必要かどうかについての議論はしていない。

(田村氏) そこが重要。そこが問題。そのためにささえあい制度がある。

(渋谷会長) その部分だけは本会予算で組み込むことを二重丸とはなっていない。残っているお金をばあとなあの成年後見の無報酬案件の方など、「など」というのは低報酬に使うのが適当なのではと思っている。それは個人の考えだけでなく、理事会でも大きな異論は出していない。これまで制度を作られた方とかばあとなあの方なども話したが、本来的には規則を変えるだけなら必要のないことだった。しかし文章を出して作業をしてきた。方向性について、今のところは大きな異論をいただいていないので、その方向で規則の改定ができると思う。最終的に決めるのは代議員の皆様、総会の場なので、確約することはできない。運営については、運用の部分については、ばあとなあに一任するのがいいのか、別建てにするのがいいのか、その辺は後の議論となる。その際は、議論にご参加ください。

(竹嶋理事) では、第3号議案について、採決に移ります。定款第26条の規定により、規

則第5号負担金規則の変更についての採決は総会出席者の過半数の賛成が必要となります。第3号議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

質疑応答後、採決 賛成23名、書面表決賛成16名、合計39名で承認された。

議案第1号 平成29年度事業計画について（総会資料P1～8）

（岡本事務局長）平成29年度事業計画書（案）について、総会の承認を求める。

・1 基本活動方針 社会福祉士への一層の期待とその責任の重大さを感じる。平成29年度は、会員相互の一層の連携強化を図ることとする。

・2 平成29年度重点事業内容 会員名簿を発行する。市町村からの推薦依頼について、広く会員に公募する。昨年度発足した千葉県生涯研修センターの運営に努める。事務局機能を強化させ、日本社会福祉士会との事務委託契約解除後の本会による適切な会員管理を行う。ささえあい制度を見直し、会員にとってより有意義な制度となるような検討を進めていく。

・3 各委員会・部会

（1）総務委員会 企画部会と広報部会それぞれの活動が記載されている。

（2）総合相談委員会 地域包括支援部会と相談事業部会があり、記載のような取り組みをしている

（3）研修委員会 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、実習指導者養成研修、新たな事業として、ワンアップ研修・ファシリテーター研修を次年度行う。

（4）権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会 受任要請に応える体制づくりとしては、各種研修（必須登録員研修・レベルアップ研修・ぱあとなあ千葉サポート・新規登録員研修・支援者のための成年後見活用講座・テーマ別弁護士との事例検討会）の実施、支援体制として、4つの部会活動（研修部会・コーディネート部会・業務管理部会・リスクマネジメント部会）がある。

成年後見制度の普及・啓発にも取り組む。新たな課題への取り組みとしては、無報酬・低報酬の事案について、市町村に対して働きかけをする。未成年後見について、体制作り・研修の実施を行う。成年後見制度利用促進法については、法に則って検討をする。他団体との連携については、弁護士会、司法書士会、その他関係団体と取り組む。

（5）司法福祉委員会 マッチング支援事業 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）修了者を登録員として登録し、弁護士会からの要請に応じて登録員を推薦するといった連携した事業となる。

（6）その他 千葉県生涯研修センターについて 平成28年9月に発足した。センター長には千葉県社会福祉士会 会長、副センター長には千葉県社会福祉士会 研修委員長、構成員には千葉県社会福祉士会 理事があたる。

千葉県社会福祉士会災害対策委員会は、大規模災害等発生時に会として自律的に活動する。

千葉県社会福祉士会倫理委員会は、日本社会福祉士会の綱紀委員会と協力し、苦情の予備調査機関として位置付ける。こちらについても、日本会から千葉県対応になる予定。

社会福祉士ささえあい制度配分委員会は、規則・規程の改定が未だなので、現状のままの

記載となっている。

松戸市居住の安定確保支援事業業務委託について、平成28年4月から平成29年3月までの1年間、松戸市生活支援課より居住の安定確保支援事業を受託した。無料低額宿泊所へ長期にわたり入所している状態にある生活保護受給者に対して、民間賃貸住宅または社会福祉法に規定する施設等への入所を促進すること、入居した後も地域で安定した生活を見守ることである。居宅移行支援員2名を配置している。平成29年度も事業受託の継続を目指して交渉中である。想定受託金額 10,000,000円(未定)

質疑

(岩田代議員) 1. 千葉県社会福祉協議会研修センター建て替えが検討されているようだが、建て替え後には事務局の移転を考えているか？情報収集しているか？

2. 社会福祉士の処遇改善を要求したらどうだろうか。保育士・介護士だけでなく、資格の専門性から見ても必要。事業計画に入れても良いと思う。

3. 事業計画7頁司法福祉委員会の刑事司法ソーシャルワーカー養成研修で支援に当たる人は刑務所から出てくる人だけが対象？犯罪被害者は対象外？

4. 松戸受託事業の分かる範囲で良いので、実績が知りたい。

(岡本事務局長) 1. 建て替え情報については把握している。移転については何とも言えない段階。他団体との合同という案も出ている。

2. 地位向上は必要。次回明文化出来るようにしたい。

(川上理事) 3. 司法福祉の支援には、入り口支援・出口定着支援・被害者支援が有るが、司法福祉委員会で行っている支援は入口支援のマッチング支援で行っている。弁護士が付いた後、福祉的な支援を弁護士はわからないので、社会福祉士が被疑者面会に同行し、社会福祉士の知識・知見を提供、助言などを行っている。

(宮本理事) 4. 3/1現在、16名を転居させることが出来た。

(渋谷会長) 2. 処遇改善については実態調査が必要だと考える。ここにお集まりの中で、改善が必要と考える方は、3分の1くらい居るようだ。協力をお願いする。

(高美氏) 地域集会の活性化を図ると言っても、地域集会世話人と代議員と二重構造になっている。千葉会の繋がりが無い。代議員は地域の意見を集約して持ってきて欲しい。総会の一般意見募集がWebのみに限定されているのはおかしい。Webを使えない人多い。発信の機会が奪われる。平等の機会を与えるべき。手紙でも良いのではないか。代議員が意見を集約出来ないなら、代議員制に問題がある。

(渋谷会長) Webについては理事会に諮る。FAX・手紙でも良いと思う。地域集会活性化が難しい。代議員についても難しい問題。立候補は半分、ぱあとなあは明確な仕事があって求心力があるが、一般の社会福祉士は職域が広くみんなで向かっていくのが難しい。考えがあれば、電話・FAXなどで伺う。

(竹嶋理事) では、第1号議案について、採決に移ります。定款第26条の規定により、事業計画に関する事項の採決は総会出席者の過半数の賛成が必要となります。第1号議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

質疑応答後、採決 賛成23名、書面表決賛成16名、合計39名で承認された。

議案第2号 平成29年度予算について（総会資料P9～P15）

（岡本事務局長）

日本社会福祉士会との事務委託契約解除後の事務処理を準備するために事務局職員を増やし事務局体制を強化させることが必要なため全体として赤字予算となっている。10頁収入の部総計は46,326,000円、13頁支出の部総計は49,326,000円で、3,200,000円ほどの赤字である。しかし、現在、会費15000円の内、5,000円を日本会へ、10,000円が千葉会にという割り振りになっているが、委託契約解除後は日本会200円、千葉会14,800円となる。会員1,400名とすると670万円ほど増収となる。会員管理のため職員1名分を増員しても支出出来ると判断した。（時間が無いので）その他の内容については記載してあるとおり。

質疑

（岩田代議員）ばあとなあ千葉運営事業は△印が多い。これも事務局員増員のためか？

（岡本事務局長）増員のため、予算を切り詰めて貰った。

（竹嶋理事）では、第2号議案について採決に移ります。本議案につきましても、採決は総会出席者の過半数賛成が必要となります。

質疑応答後、採決 賛成23名、書面表決賛成16名、合計39名で承認された。

●議事終了

（竹嶋理事）以上で、総会の議案及び報告事項は終了しました。円滑な議事進行にご協力頂き有難うございました。

●閉会

（相澤副会長）

皆様、議長お疲れ様でした。以上で、一般社団法人千葉県社会福祉士会平成28年度第1回臨時総会を閉会とします。事務連絡があります。

議事録記名押印

会長	渋沢 茂
副会長	相澤 雅則
	奥野 不二子
	大浦 明美
事務局長	岡本 武志
会員理事	樽林 元樹
	山口 利史
	竹嶋 信洋
	浅見 雅人
	小川 晴雄
	鈴木 勝英
	川上 鉄夫
	常陸谷 政彦
	宮本 哲男
監事	山口 定之
	岡本 崇広
相談役	五十嵐 伸光
	染野 貴寛

●事務連絡

(岡本事務局長) 定時総会の予定 : H29.6.18 日曜日です。6月17日から変更しているので注意してください。代議員の皆様にはご出席ください。

以上をもって議事全部を終了し、15時15分閉会した。